

越前市認知症カフェ事業業務仕様書

項目	内容
1 業務	<p>利用者に茶菓等を提供し、認知症の人とその家族及び地域住民、ボランティア等が気軽に集い交流する場を提供し、地域との連携（担当圏域の地域包括支援センターを含む）のもと地域に開かれた場所を作る。利用者に対し認知症に関する情報提供や相談を実施し、認知症に関する理解を深める場を提供する。認知症高齢者家族やすらぎ支援員に対し、活動支援を行う。チームオレンジの拠点としての場の提供等、チームオレンジへの協力を行う。</p> <p>(1)認知症の人及びその家族、地域住民、ボランティア、専門職等が気軽に集える居場所を準備し、交流や仲間づくりができる環境を提供する。</p> <p>(2)月に2回以上、利用者に茶菓等を提供し、認知症の人及びその家族の個別の希望に応じ、楽しめる内容（手工芸やレクレーション等）を提供する。</p> <p>(3)認知症の人及びその家族からの相談に対し、適切な支援を行う。</p> <p>(4)認知症の人及びその家族同士が悩みを共有し、相談し合える環境を提供する。</p> <p>(5)関係機関や地域住民と連携として、担当圏域の地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）と積極的に連携し、地域に開かれた場所を提供する。</p> <p>(6)カフェの所在地以外の地区には、高齢者が集まる場（喫茶店やショッピングセンター、集会所等）への出張カフェを年1回以上実施し、利用者の拡大に努める。</p> <p>(7)認知症カフェ連絡会への参加（年数回予定）</p> <p>(8)感染症対策に取り組む。</p> <p>(9)チームオレンジとしての活動への協力。</p>
2 業務に必要な職種	<p>①認知症の医療や介護における専門的知識及び認知症ケア若しくは在宅ケアの実務経験を概ね3年以上有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士もしくは認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）</p> <p>②認知症高齢者家族やすらぎ支援員等ボランティア</p> <p>（①について必ず1名を専従、又は①との相談連絡体制をとること ②については1名以上を配置させること）</p>
3 事業実施回数	月2回以上、1月あたり6時間以上実施する。
4 委託期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
5 事業実施会場	受託事業者が設定する場所であり認知症の人とその家族及び地域住民が立ち寄りやすく親しみやすい場所であり、事業の円滑な運営に支障をきたさない場所であること。（公共交通機関の利便性若しくは駐車場が確保され、衛生上の問題なく茶菓等が提供できる設備及びプライバシーに配慮された相談スペースを有すること）10名以上の利用者が参加できるスペースが確保されていること。
6 利用者負担金	茶菓代程度の利用料を事業者が実費徴収する。
7 事故責任	受託事業者の責に帰すべき事由による事故については、受託事業者が負う。
8 賠償保険	事業受託者は賠償責任保険に加入する。

